

いじめ対応フローチャート【小園中】

把握すべき情報

- ・誰が誰を？【加害者と被害者】
- ・いつどこで？【時間と場所】
- ・どのような内容か？【内容】
- ・いじめのきっかけは？【背景と原因】
- ・どのくらい続いているか？【期間】

- ・いじめの把握
- ・いじめの可能性の把握

「いじめ」とは、一定の人的関係にある生徒が行う精神的または物理的な影響を与える行為（ネットを含む）であり、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・事情確認（聞き取り）
- ・情報共有（学年・学校生指・管理職・教育委員会）

いじめ対応チーム 対応を検討

関係機関連絡先一覧

- ・尼崎市教育委員会
4 9 5 0 - 5 7 8 7
- ・尼崎東警察
6 4 2 4 - 0 1 1 0
- ・尼崎少年サポートセンター
6 4 2 7 - 4 6 5 1
- ・西宮こども家庭センター
0 7 9 8 - 7 1 - 4 6 7 0
- ・尼崎市教育・障害福祉センター（教育相談）
6 4 2 3 - 2 5 5 3
- ・尼崎家庭児童相談室
4 9 5 0 - 0 4 2 9

いじめを確認した

いじめを確認できなかった

被害者・加害者・第三者から個別に聞き取りを行う。時系列で記録をとる。

- ・情報収集
(生徒・保護者・教師から)

- ・経過観察（継続指導）
- ・いじめ防止指導

家庭訪問等で報告と方針の説明。丁寧に対応を。

聞き役・まとめ役・指示役等の役割分担を。管理職・学校生指に報告。

- ・被害生徒と保護者の支援

- ・加害生徒の指導と支援
- ・加害生徒保護者の助言と支援

生徒・保護者の不安や心配の傾聴を優先する。今後の対応について説明を行う。

- ・教育委員会、警察、家庭児童相談室、こども家庭センターなどの関係機関との連携と、職員間の共通理解

いじめ継続の確認

教師は、学級・学年・授業経営を見直し、人権意識の昂揚を図る教育活動を行う。当該生徒の指導のみで終わらない。

本人からの聞き取りだけでなく、普段の授業や休み時間の様子にも細心の注意を払う。

いじめが継続している

いじめが一定解消されている

(最低3カ月止んでいること)

- ・事実確認
- ・継続支援
- ・継続指導

- ・経過観察（継続指導）
- ・いじめ防止指導

該当生徒保護者とは綿密に連絡を取り、報告と状況確認を行う。一定解消であっても、観察や指導に終わりは無い。